

GUJO City water supply business vision

郡上市水道事業ビジョン

令和2年度～令和15年度

～郡上市民に信頼される水道～

【概要版】



令和2年3月

郡上市環境水道部

第1章 ビジョン策定にあたり

1.1 郡上市水道事業ビジョン策定の趣旨

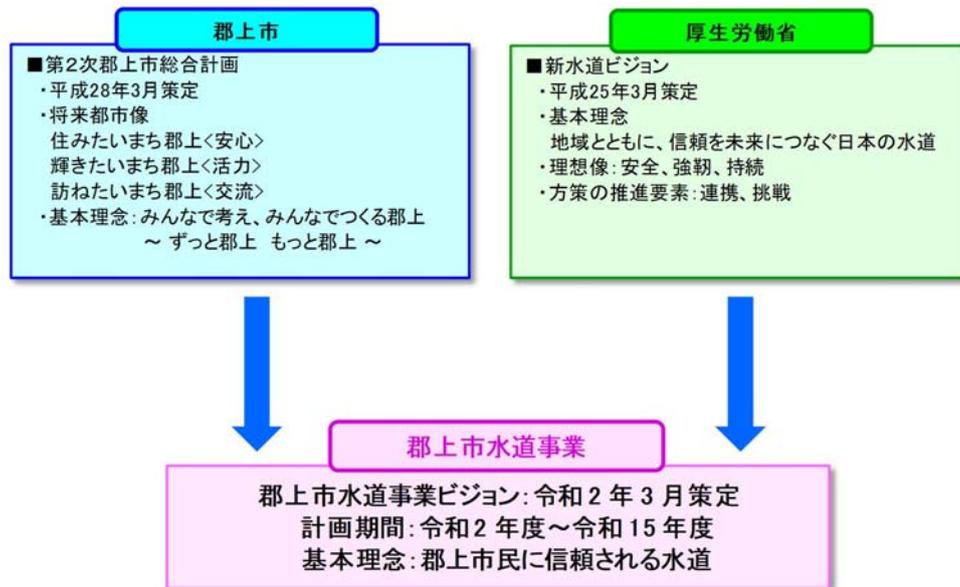
平成20年3月に郡上市水道事業基本計画を策定し、特に水源水質や安定給水が懸念されていた簡易水道の統廃合を積極的に推進し、平成30年4月より郡上市水道事業として市内1水道となったことを踏まえ、郡上市の水道として同計画で掲げた基本理念である「郡上市民に信頼される水道」を継承しつつ、長期的な視野に立った取組の方向性や今後中長期で進めていく具体的な取組を示す「郡上市水道事業ビジョン」を策定しました。

なお、本ビジョンは、本市水道事業における経営基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組むための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を含むものです。

1.2 ビジョンの位置付けと計画期間

『郡上市水道事業ビジョン』の位置付けは、市の上位計画である「第2次郡上市総合計画」及び厚生労働省が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」と整合・調整を図っていくものです。

本ビジョンの目標年度は令和15年度とし、計画期間は令和2年度～令和15年度の14年間とします。



図：郡上市水道事業ビジョンの位置づけ

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	...
【厚生労働省】 水道ビジョン	水道ビジョン										新水道ビジョン																					
【郡上市】 郡上市総合計画	郡上市総合計画										第2次郡上市総合計画																					
郡上市 水道事業ビジョン	郡上市水道事業基本計画 平成20年度～平成30年度										郡上市水道事業ビジョン 令和2年度～令和15年度																					

図：上位計画と郡上市水道事業ビジョンの計画期間

第2章 現状と対応すべき課題の整理

2.1 水道の普及状況

本市の水道の普及率は、平成29年度末で85.4%となっています。

なお、給水区域外地域については、平成29年度末で167人となっています。

表：水道の普及状況

	総人口(A) (人)	給水人口(人)				普及率 (B)/(A) (%)
		上水道	簡易水道	専用水道	合計(B)	
郡上市	42,300	13,007	23,050	50	36,107	85.4
岐阜県	2,001,230	1,821,587	86,310	5,178	1,913,075	95.6
全国	126,720,532	121,311,861	2,458,015	394,394	124,164,270	98.0

※平成29年度末時点

※岐阜県・全国実績は厚生労働省健康局水道課HPより

表：給水区域外地域の状況

地域名	集落名	戸数	人口
大和	上栗巣	44	108
高鷲	切立7号組	15	21
	向鷲見8号組	12	15
美並	下田・大矢地区の一部 (釜ヶ滝・板山)	2	10
明宝	奥住(坂本)の一部	1	3
和良	上土京の一部	3	5
	鹿倉の一部	1	2
	東野の一部	1	3
合計		79	167

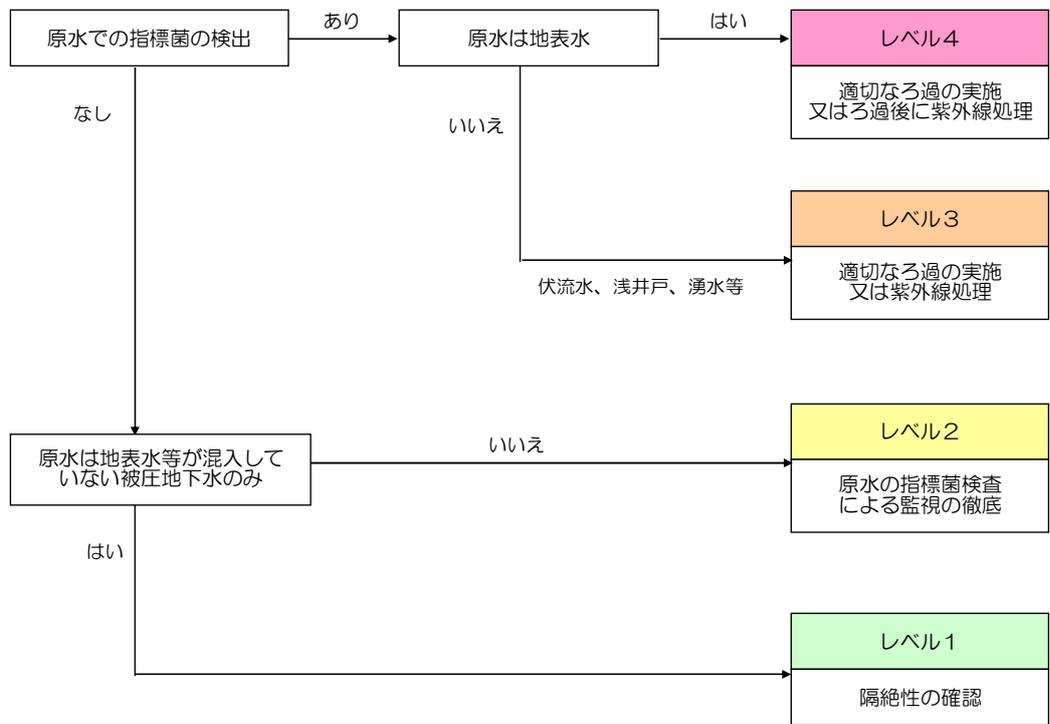
平成29年度末時点

次頁に本市水道事業の給水区域図を示します。

2.2 原水水質の状況

本市水道事業では、原水水質に応じた適切な浄水方法を選定し、適正な浄水処理により安全な水道水を供給しています。

一方、塩素滅菌のみの施設で原水より指標菌が検出されている施設が存在しており、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある状況（レベル3）となっています。これらの施設に対して、対策を検討し実施していく必要があります。



図：水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断フロー
(水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針：R1.5 厚生労働省を基に作成)

2.3 水道法改正への対応

厚生労働省は全国の水道普及率が98.0%（平成29年度末）を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化したとして、直面している以下の課題を挙げています。

- ①水道施設の老朽化の進行
- ②耐震化の遅れ
- ③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱
- ④計画的な更新のための備えが不足

これらの課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには水道の基盤強化を図ることが必要として、令和元年10月1日に改正水道法が施行されました。

以下に改正水道法の概要を示します。本市水道においてもこれらの改正水道法を踏まえ、事業を遂行していくことが重要です。

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定

施行期日

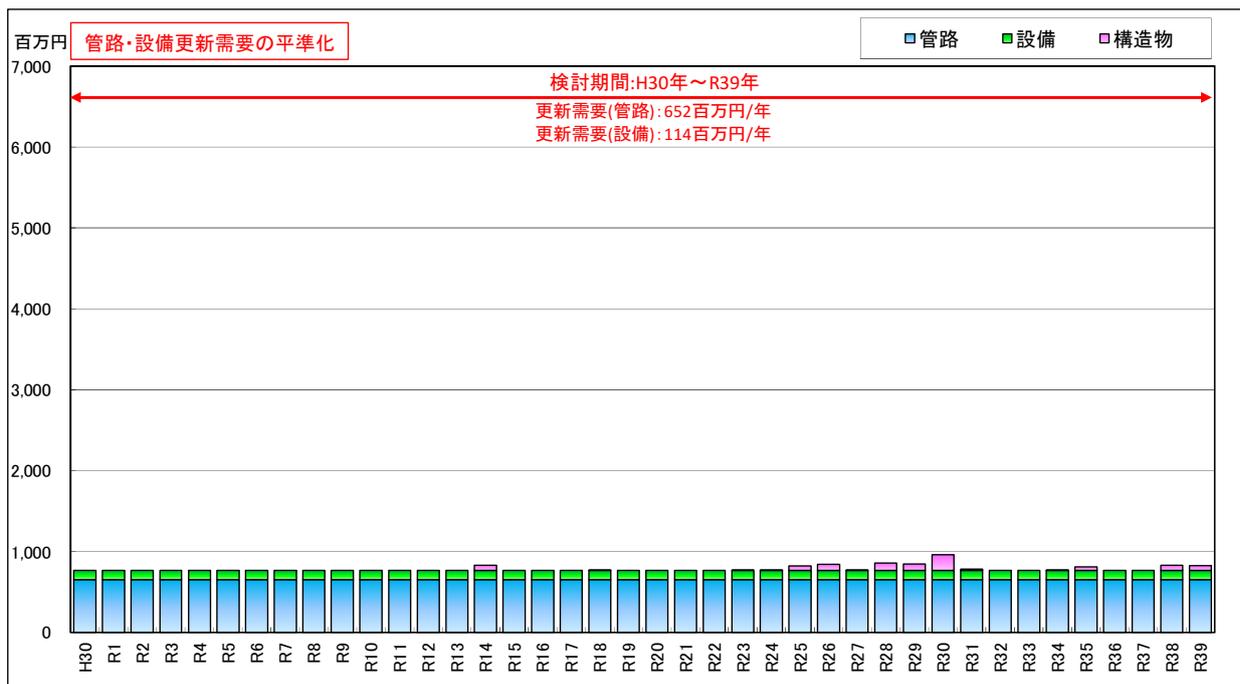
令和元年10月1日(ただし、3.②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

※令和元年度水道技術管理者研修資料より

2.4 老朽化施設の計画的更新

本市水道が平成 29 年度末で保有する資産に基づいてアセットマネジメントを行いました。本市独自の更新基準で更新した場合の今後 40 年間における年間平均投資額は 785 百万円/年となります。今後はこの年間投資額を参考に老朽化施設を計画的に更新する必要があります。

■ 郡上市独自の更新基準				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施設：70 年 ・ 建築施設：70 年 ・ 機械設備：24 年 ・ 電気設備：25 年 ・ 計装設備：21 年 ・ 管路：右表の通り 	管種	法定耐用年数	郡上市更新基準	
	铸铁管(CIP)	40	50	1.25
	ダクタイル铸铁管(DIP) 継手不明	40	60	1.50
	ダクタイル铸铁管(DIP(A, T, K))	40	60	1.50
	ダクタイル铸铁管(DIP(GX))	40	80	2.00
	配水用ポリエチレン管(HPPE, WEET, GNGW)	40	80	2.00
	ポリエチレン二層管(PP)	40	40	1.00
	鋼管(SP, SGP, NCP)	40	70	1.75
	ステンレス鋼管(SUS)	40	60	1.50
	硬質塩化ビニル管(VP, VU)	40	60	1.50
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)	40	60	1.50



		検討期間 H30～R39年
構造物	更新需要(百万円)	764
	年平均投資額(百万円)	19
設備	更新需要(百万円)	4,540
	年平均投資額(百万円)	114
管路	更新需要(百万円)	26,061
	年平均投資額(百万円)	652
	年平均更新延長(km)	12.2
計	更新需要(百万円)	31,365
	年平均投資額(百万円)	785

図：郡上市独自の更新基準で更新した場合の更新需要（今後 40 年）

2.5 対応すべき課題の整理

対応すべき課題について、「持続」「安全」「強靱」の観点から以下に整理しました。

表：対応すべき課題の整理

項目	現状	課題
	業務の効率化や給水サービスの向上が図れる運営管理体制が今後も求められます。	運営管理体制の強化、着実な技術の継承
	今後の施設更新や耐震化等に要する経費の増加が予想され、財政状況は大変厳しい状況にあります。	バランスの取れた効率的・効果的な事業経営
	現状で水道料金や水質に関すること等の情報を提供しています。	今後さらに多様化する需要者ニーズへの対応
	改正水道法が施行され、本市水道として基盤強化に向けた対応を行う必要があります。	広域連携、官民連携の検討、水道施設台帳の整備
	水需要の低下により、施設の効率性が低下しています。	適正な施設規模の設定、更新時のダウンサイジング
	今後の大更新時代の到来に対応するため、適切な更新投資額を把握する必要があります。	郡上市独自の更新基準による適切な更新投資額の設定、更新できる体制の整備
安全	クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあると判断される指標菌が検出されている施設があります。	指標菌が検出されている水源への対応
強靱	脆弱で漏水の原因とされる鑄鉄管（CIP）は1.7km程度（H29末）残存しています。また、管路を含め水道施設全体の老朽化が進みつつあります。	老朽化施設の計画的な更新
	既設管路の地震時被害想定結果で人口の集中する市街地での被害率が高くなっています。	想定結果に基づく管路の耐震化
	多くの基幹施設について、耐震性能が不明な状況です。	主要浄水場・配水池等、基幹施設の耐震診断及び耐震化

第3章 目指す将来像及び施策体系

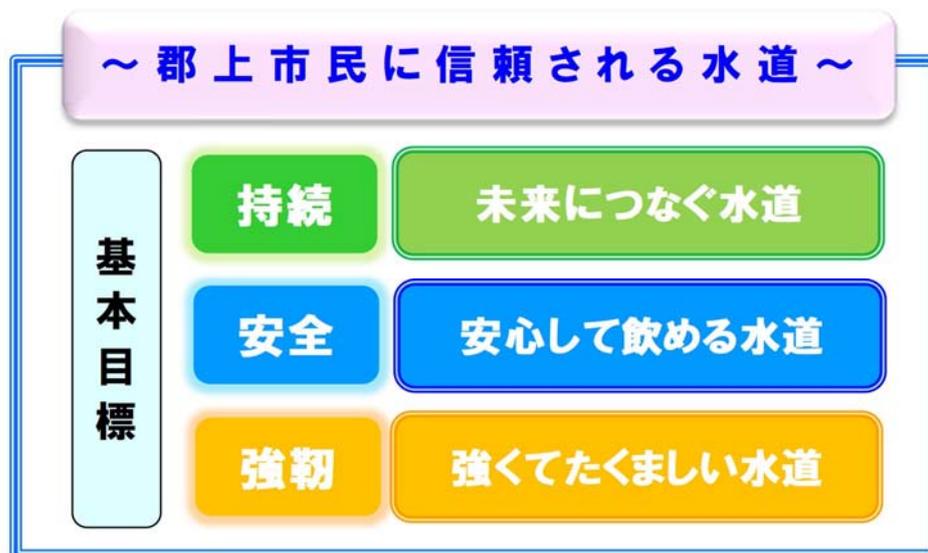
3.1 基本理念

本市水道として、これまで地域住民との間に築き上げてきた信頼に基礎を置き、地域住民と連携しながら課題に対応・挑戦していくために、基本理念を『郡上市民に信頼される水道』と定め、水道事業の将来像をこの基本理念が実現している状態と定義して、これに向けた取り組みを推進していきます。



3.2 基本方針

本ビジョンでは、厚生労働省の新水道ビジョンにおいて将来の水道の理想像を実現するために掲げられた持続・安全・強靱の3つの観点及び本市水道の基本理念である「郡上市民に信頼される水道」の実現の観点から、以下の基本方針を定めました。



図：郡上市水道事業ビジョンの基本方針

3.3 施策の体系図

本ビジョンにおいて基本理念を実現するために定めた基本方針及び実現方策の体系図を以下に示します。



第4章 実現方策の概要とスケジュール

4.1 実現方策の概要

計画期間における実現方策の概要を以下に示します。

表：実現方策の具体的内容

基本方針	実現方策	実現方策の具体的内容	
持続	柔軟な事業運営	広域連携、官民連携の推進	◎広域連携の有効性の検討 ◎本市水道として最適な連携形態の検討
		職員力、組織力の強化	◎本市水道の目指す職員像の人材育成 ◎人材育成施策の検討
		施設規模の適正化	◎適切な施設規模による更新費用の低減 ◎効率の良い運転管理
		新技術の活用	◎AIやIoT等、新技術の本市水道への適用検討
	経営基盤の強化	適切な資産管理の推進	◎点検を含む施設の維持管理や修繕の継続実施 ◎水道施設台帳の整備 ◎アセットマネジメントに基づく計画的な水道施設の更新
		適正な料金水準の確保	◎料金回収率による適正な料金水準の確保 ◎総括原価方式の導入検討
		給水サービスの向上	◎積極的な情報公開による事業透明性の維持 ◎SNSの効果的活用の検討
	環境対策の推進	有効率の向上	◎漏水調査の継続による漏水対策の強化 ◎老朽化した配水管や給水管の更新による漏水対策の強化
		環境負荷の低減	◎省エネルギー型高効率機器の選定やダウンサイジングによる環境負荷の低減 ◎継続した再生材の採用、浄水・建設発生土の有効利用による廃棄物の排出抑制
	安全	水質管理の強化	水安全計画の適正な運用
浄水方法の検討と対策推進			◎浄水方法の検討と対策推進
強靱	安定した水道施設の構築	老朽化施設の計画的な更新	◎優先順位による水道施設の計画的更新 ◎郡上市独自の更新基準の設定及び随時見直し
	災害対策の推進	主要施設の耐震化	◎主要な水道施設の耐震診断による耐震性能確認 ◎主要な水道施設の診断結果に基づく耐震化
		重要給水施設への管路の耐震化	◎更新優先度に基づく重要給水施設の耐震化
		応急対策の推進	◎各種危機管理マニュアルの策定と実地訓練の実施 ◎災害情報の積極的な発信

4.2 実現方策のスケジュール

本ビジョンの実現方策のスケジュールを以下に示します。

表：実現方策のスケジュール

基本方針	実現方策		H30 ～R1	前期 R2～R5	中期 R6～R10	後期 R11～R15	
持続	柔軟な事業運営	広域連携、官民連携の推進			広域連携の推進 官民連携の推進		
		職員力、組織力の強化		施策の検討	人材育成		
		施設規模の適正化			適正な更新規模による更新費用の低減 効率の良い運転管理		
		新技術の活用			新技術の本市水道への適用検討		
	経営基盤の強化	適切な資産管理の推進	アセット導入	台帳整備	適切な維持管理、水道施設の更新		
		適正な料金水準の確保			料金回収率の随時確認、総括原価方式の導入検討		
		給水サービスの向上			積極的な情報公開 SNSの効果的活用の検討		
	環境対策の推進	有効率の向上			漏水調査の継続 老朽化した配水管や給水管の更新		
		環境負荷の低減			省エネ機器選定、ダウンサイジング 廃棄物の排出抑制		
	安全	水質管理の強化	水安全計画の適正な運用	計画策定		計画の適正な運用、検証、見直し	
			浄水方法の検討と対策推進			浄水方法の検討と対策推進	
	強靱	安定した水道施設の構築	老朽化施設の計画的な更新	更新基準設定		水道施設の計画的更新 郡上市独自の更新基準の随時見直し	
災害対策の推進		主要施設の耐震化		耐震診断	必要に応じた耐震化		
		重要給水施設への管路の耐震化		計画策定	更新優先度に基づく耐震化		
		応急対策の推進			各種危機管理マニュアルの策定と実地訓練の実施 災害情報の積極的な発信		

第5章 事業計画・財政計画

5.1 事業計画及び料金改定計画

計画期間 14 年間の総事業費は約 128 億円を見込みます。

表：事業計画

単位：百万円

事業名称	工種	事業費	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水源水質改善事業	委託費	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	詳細設計	85	0	0	40	0	0	15	0	0	15	0	0	15	0	0
	構造物	455	0	0	0	270	110	0	25	0	0	25	0	0	25	0
	設備	795	0	0	0	0	570	0	0	75	0	0	75	0	0	75
基幹施設耐震化事業	委託費	25	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構造物	506	0	122	6	50	6	56	36	30	10	50	50	50	40	0
水道施設耐震化更新事業	構造物	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
	設備	1,599	0	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123
	管路	9,269	195	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698
総事業費		12,812	195	955	867	1,141	1,532	892	882	926	846	896	946	886	952	896

今後料金改定を行わない場合の財政収支の見通しについて、今回計画期間において単年度欠損金が発生する見込みとなっており、今後も健全経営を持続するためには料金改定を検討する必要があります。そのため、適切な時期に料金改定を行い、財政収支の均衡を図る財政計画を検討します。

財政健全化に向けた目標及び料金改定方針を以下のとおり設定し検討を行いました。

◎財政健全化目標及び料金改定方針

- ・計画期間は継続して利益を確保する。
- ・計画期間中は内部留保資金を 8 億円以上確保する。
- ・令和 2 年度時点で料金改定率が 100% を下回る見込みであるため、料金改定検討の期間を考慮し、令和 4 年度に第 1 回料金改定を行う。
- ・料金算定期間は 4 年とし、当該期間の平均料金回収率 80% 以上を目指す。
- ・料金回収率 20% 分の不足額は、一般会計からの繰入金によって補てんする。

上記より、以下の料金改定が必要となる見込みです。

表：料金改定の見通し

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
給水原価 (円/m ³)	206	206	205	209	221	224	227	232	239	244	249	254	262	263
供給単価 (円/m ³)	140	140	172	172	172	172	189	189	189	189	206	206	206	206
料金回収率 (%)	68	68	84	82	78	77	83	81	79	77	83	81	79	78
料金改定率 (%)			22.9				9.9				9.0			

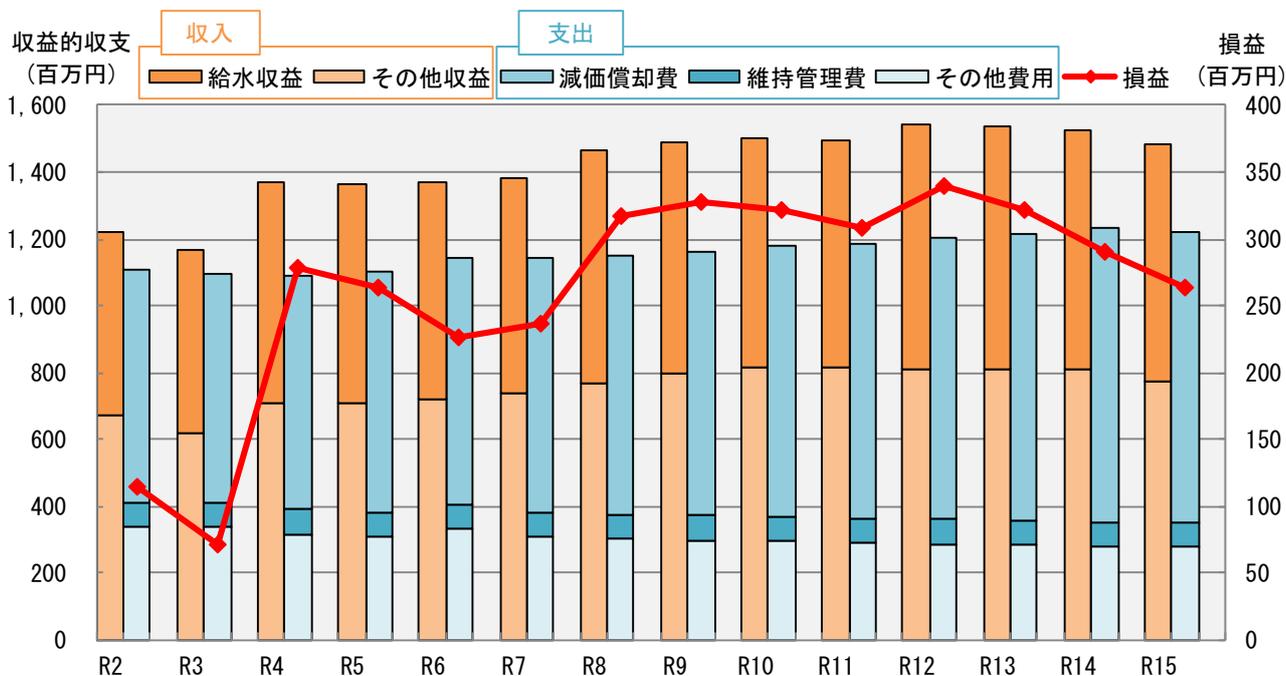
計画期間中の財政収支の見通しについて、料金改定を行うことにより、令和4年度の第1回料金改定以降、目標年次まで平均料金回収率80%を確保することができます。

本市水道事業として、事業計画に示す水道施設耐震化更新事業等を実施するためには、これまで以上に事業費が必要となるため、これらの事業を着実に実施するとともに今後も財政健全化を継続して達成していくためには料金改定が必要になります。

表：収益的収支の見通し(料金改定時)

単位：百万円

項目	今回計画期間														
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
①収益的収入	1,222	1,166	1,368	1,365	1,369	1,380	1,466	1,491	1,502	1,493	1,541	1,537	1,525	1,482	
給水収益	549	544	662	657	649	642	699	694	685	678	731	726	716	708	
他会計負担金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
他会計補助金	337	291	205	203	211	231	247	277	297	298	272	271	268	243	
長期前受金戻入	299	294	299	304	309	309	309	311	312	311	316	320	324	315	
その他収入	18	18	183	182	181	179	192	190	189	187	203	201	198	197	
②収益的支出	1,108	1,095	1,089	1,101	1,143	1,145	1,150	1,164	1,181	1,186	1,203	1,216	1,235	1,218	
人件費	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
管理・事務費	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	
委託費	72	84	72	72	97	72	72	72	72	72	72	72	72	72	
維持管理費	74	74	73	73	73	73	73	73	73	73	73	72	72	72	
減価償却費	695	681	699	719	739	764	773	791	811	820	841	859	881	866	
資産減耗費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
支払利息	105	94	83	75	72	74	70	66	63	59	55	51	48	46	
その他費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
①-②単年度損益	114	71	279	264	226	235	316	327	321	307	338	321	290	264	
給水原価(円/m ³)	206	206	205	209	221	224	227	232	239	244	249	254	262	263	
供給単価(円/m ³)	140	140	172	172	172	172	189	189	189	189	206	206	206	206	
料金回収率(%)	68	68	84	82	78	77	83	81	79	78	83	81	79	78	

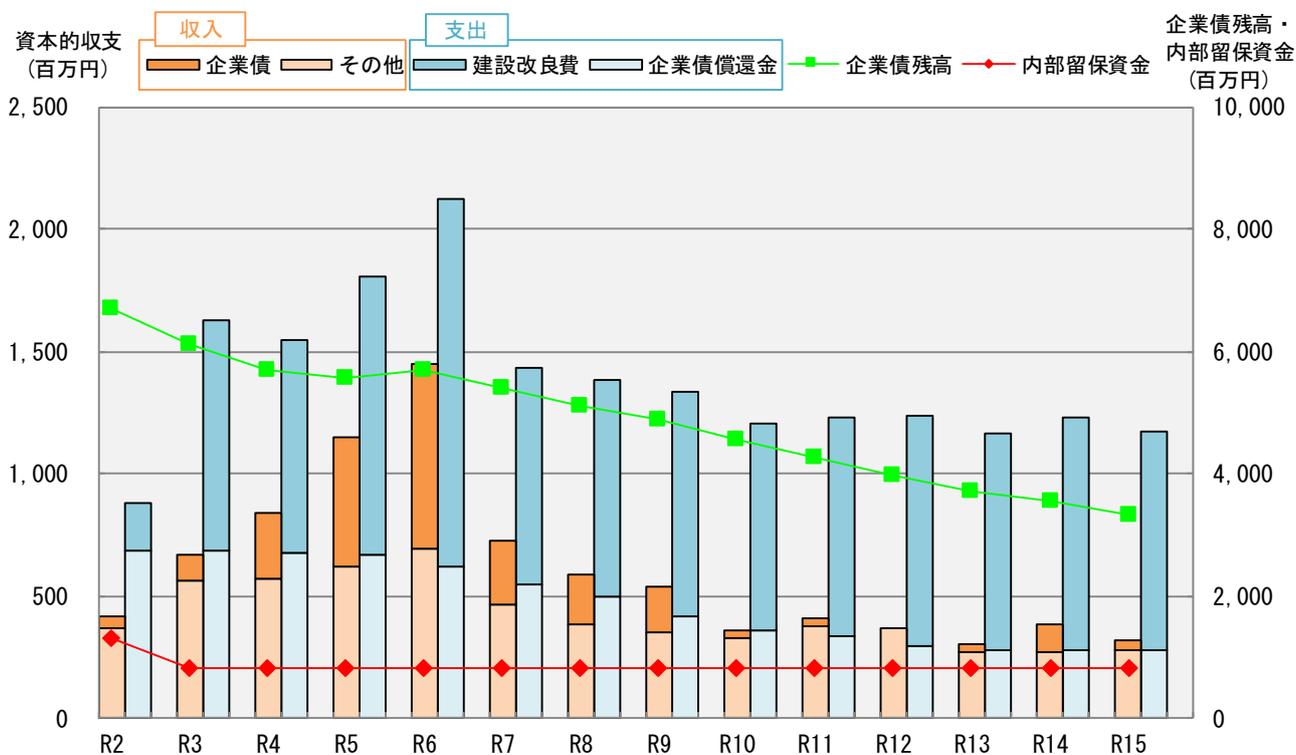


図：収益的収支のグラフ(料金改定時)

表：資本的収支の見通し(料金改定時)

単位：百万円

項目	今回計画期間														
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
①資本的収入	413	669	840	1,147	1,451	727	592	536	360	408	367	305	388	316	
企業債	46	102	268	528	756	261	209	183	32	32	0	35	116	35	
国庫補助金等	46	261	271	328	427	240	185	193	197	257	268	178	181	193	
他会計出資金	321	306	301	291	268	226	198	160	131	119	99	92	91	88	
工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②資本的支出	878	1,631	1,547	1,806	2,128	1,437	1,382	1,339	1,207	1,233	1,242	1,168	1,234	1,172	
建設改良費	195	943	867	1,141	1,507	892	882	926	846	896	946	886	953	896	
企業債償還金	683	688	680	665	621	545	500	413	361	337	296	282	281	276	
①-②差引不足分	△ 465	△ 962	△ 707	△ 659	△ 677	△ 710	△ 790	△ 803	△ 847	△ 825	△ 875	△ 863	△ 846	△ 856	
内部留保資金	1,320	827	809	839	828	818	819	834	817	819	819	826	838	807	
企業債残高	6,701	6,116	5,704	5,567	5,702	5,418	5,127	4,897	4,569	4,264	3,968	3,721	3,556	3,315	



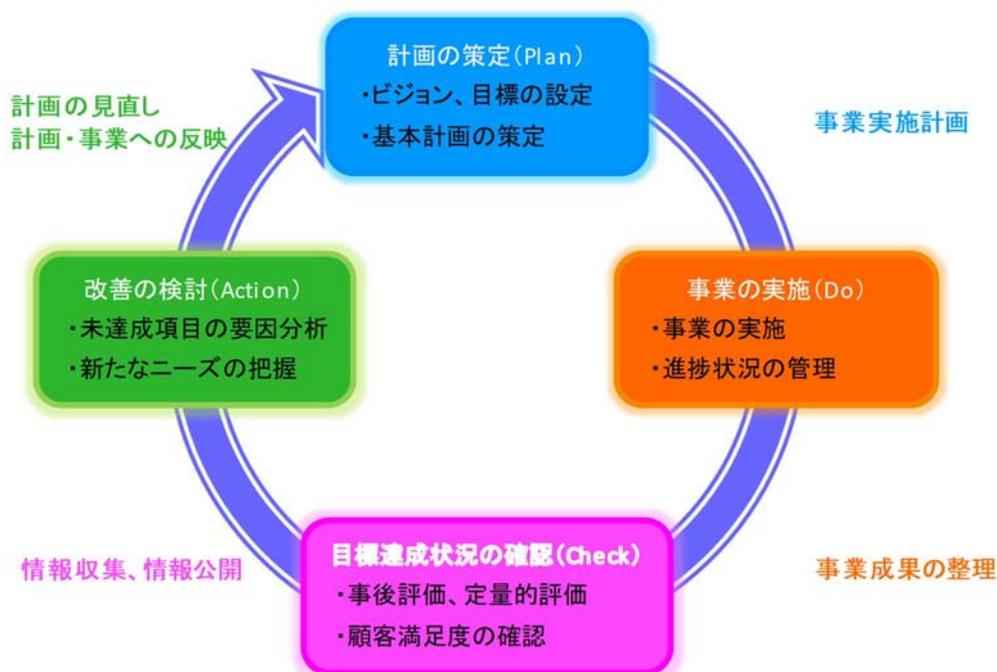
図：資本的収支の見通しグラフ(料金改定時)

第6章 フォローアップ

6.1 フォローアップ

本ビジョンは経営戦略を含むものであり、毎年度の進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度見直し（ローリング）を行うものとします。

見直しにあたっては、実現方策や経営戦略の達成度を評価するとともに、投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を本ビジョンやそれを構成する各計画の修正、次期計画の策定等の形で事業経営に反映させる「計画の策定（Plan）－事業の実施（Do）－目標達成状況の確認（Check）－改善の検討（Action）」のサイクルを導入して継続的に運用します。



	フォローアップ													
	前期				中期					後期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
進捗管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フォローアップ				★					★					★

6.2 進捗管理の定量的評価

客観的かつ合理的な進捗管理ができるよう、その効果について業務指標（PI）を活用するものとし、「持続：未来につなぐ水道」「安全：安心して飲める水道」「強靱：強くたくましい水道」の目標達成状況について定量的に評価し、基本理念である「郡上市民に信頼される水道」を常に追求していきます。

表：業務指標（PI）の目標値

業務指標(PI)	指標の定義	優位性	実績値	目標値		
			H29	前期 R5	中期 R10	後期 R15
配水池の耐震化率	(耐震対策の施されている配水池有効容量/配水池総容量)×100	↑	24.4%	24%	47%	59%
			$\frac{4,748\text{m}^3}{19,421\text{m}^3}$	$\frac{4,748\text{m}^3}{19,421\text{m}^3}$	$\frac{9,185\text{m}^3}{19,421\text{m}^3}$	$\frac{11,529\text{m}^3}{19,421\text{m}^3}$
管路の耐震管率	(耐震管延長/管路総延長)×100	↑	20.4%	24%	30%	35%
			$\frac{184\text{km}}{901\text{km}}$	$\frac{217\text{km}}{901\text{km}}$	$\frac{267\text{km}}{901\text{km}}$	$\frac{316\text{km}}{901\text{km}}$
有効率	(年間有効水量/年間配水量)×100	↑	82.7%	86%	88%	90%
			$\frac{4,113.6\text{千m}^3}{4,972.4\text{千m}^3}$	$\frac{3,848\text{千m}^3}{4,490\text{千m}^3}$	$\frac{3,649\text{千m}^3}{4,146\text{千m}^3}$	$\frac{3,461\text{千m}^3}{3,845\text{千m}^3}$
料金回収率	(供給単価/給水原価)×100	↑	69.6%	82%	79%	78%
			$\frac{140.3\text{円}/\text{m}^3}{201.5\text{円}/\text{m}^3}$	$\frac{172\text{円}/\text{m}^3}{209\text{円}/\text{m}^3}$	$\frac{189\text{円}/\text{m}^3}{239\text{円}/\text{m}^3}$	$\frac{206\text{円}/\text{m}^3}{263\text{円}/\text{m}^3}$



GUJO City water supply business vision

郡上市水道事業ビジョン【概要版】

～郡上市民に信頼される水道～

令和2年3月

郡上市環境水道部

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

TEL 0575-67-1129

FAX 0575-67-1009
